
鋼船規則検査要領

S 編

危険化学品ばら積船

要
領

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 達 第 41 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018年6月29日 達 第41号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

S5 貨物の移送

S5.4 管装置の試験

S5.4.1 適用

貨物管の分類基準及び試験基準は、表 S5.4.1-1.及び-2.によること。

表 S5.4.1-1. 貨物管の分類基準

船型要件	適用される貨物管の分類 (表 S5.4.1-2.参照)	備考
タイプ1	第1類	設計圧力及び温度にかかわらず左記の適用を標準とする。また、貨物と管装置材料との適合性は、別途検討の要あり。
タイプ2	第2類	
タイプ3	第3類	

注

- (1) 貨物管とは、貨物液及び貨物蒸気を移送する管をいう。
- (2) 船型要件3の規定に従って配置されるスロップタンクの貨物管は、スロップに含まれる貨物に対する船型要件にかかわらず、第3類に分類する。
- (3) 船型要件が上位にある貨物を積載するタンクを貫通する貨物管は、その上位の貨物に要求される管装置の要件に適合すること。

表 S5.4.1-2.を次のように改める。

表 S5.4.1-2. 貨物管装置に対する試験基準

	1. 管の材料	2. 弁, コック及び管 取付物の材料	3. <u>管装置</u> の加工に対する工場における試験			4. 弁, コック及び管 取付物の工場にお ける試験	5. 管装置の船内にお ける試験
			溶接法承認試験	非破壊試験	水圧試験		
第1類	原則として 規則 K編 の規定に適 合した材料	原則として 規定規則 K編 の規定に適 合した材料 ただし, <i>JIS</i> 規格材又 は同等材を認めるこ とがある。 ⁽¹⁾	第1類又は第2類の 管装置において下記 ①から③に該当する 場合に行う。 ①初めて管相互, 管 と弁(又はコック), 管と管取付物を溶接 で接合する場合 ②新しい溶接法を採 用する場合 ③母材の材質, 溶接 材料の種類又は継手 の形状を変更する場 合	①呼び径 65A を超え る管相互, 管と弁(又 はコック), 管と管 取付物の突合せ溶接 継手に対し, 全線放 射線試験を行う。 ②呼び径 65A 以下の 管相互, 管と弁(又 はコック), 管と管 取付物の突合せ溶接 継手に対し, 抜取り で放射線試験を行 う。 ③放射線に代えて, 他の適当な非破壊試 験を認めることがあ る。 ④管相互, 管と弁(又 はコック), 管と管 取付物のすみ肉溶接 に対し, 磁粉探傷又 は他の適当な試験を 行う。	①第1類, 第2類又 は第3類に属するす べての管装置, 及び 蒸気管, 給水管, 圧 縮空気管, 燃料油管 で設計圧力が 0.35 N/mm^2 を超えるもの は, 加工後付着品を 取付けた状態で設計 圧力の 1.5 倍の圧力 で水圧試験を行う。 ②設計温度が $300^{\circ}C$ を超える鋼管の水圧 試験の試験圧力は, 別に定める。 ③管相互又は管と弁 類(又はコック)と の継手溶接を船内 で行った管類の水圧 試験は, 別に定める。	第1類又は第2類に 属する管装置に使用 される弁, コック 及び管取付物は, 製造後, 設計圧力の 1.5 倍の圧力で水圧 試験を行う。	①すべての管装置は 使用状態において漏 洩試験を行う。 ②すべての管装置は 機器とともに試用試 験を行う。 ③燃料油管及びタン ク内の加熱管は, 設 計圧力の 1.5 倍以上 の圧力で漏洩試験。 ただし, 少なくとも $0.4 N/mm^2$ 以上 ④冷凍機器の管装置 の漏洩試験の規定あ り。 ⑤③すべての貨物管 装置は設計圧力の 1.5 倍の圧力で水圧 試験を行う。
第2類				①呼び径 80A を超え る管相互, 管と弁(又 はコック), 管と管 取付物の突合せ溶接 継手に対し, 抜取り			

				<p>で放射線試験又はその他の<u>適当な試験</u>を行う。</p> <p>②管相互, 管と弁(又はコック), 管と管取付物のすみ肉溶接に対し, 磁粉探傷又は他の<u>適当な試験</u>を行う。</p>			
第3類	JIS 規格材又は同等材	JIS 規格材又は同等材					

注

- (1) D12.6.1-1(1)(a)iiの規定に従い, 突合せ溶接式及びさし込み溶接式管継手(エルボ, レジューサ, ティ, ベンド, ソケット類)の製造工程で熱間加工又は熱処理を行う場合であって, 船用材料・機器等の承認及び認定要領第6編12章に従って使用承認を受けた当該管継手については, ISO, JIS 規格等の国際規格又は国家規格に適合した材料を用いることができる。

附 則

1. この達は、2018年6月29日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する試験にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に申込みがあつた管装置の加工に対する工場における試験
 - (2) 施行日前に申込みがあつた弁、コック及び管取付物の工場における試験
 - (3) 施行日前に申込みがあつた管装置の船内における試験